

公 租 公 課

平成27年10月
中国電力株式会社

- 公租公課は、各税法（河川法，地方税法，電源開発促進税法，法人税法等）に基づき，設備投資や電力需要等の前提計画をもとに算定しています。
- 固定資産税，電源開発促進税および法人税等の減少などにより，現行原価と比較して▲49億円減少しています。

◆公租公課の内訳

(億円)

	申請原価 (H28~30平均) A	現行原価 B	差 引 A-B	備 考
水利使用料	1	1	0	
固定資産税	125	144	▲18	・償却の進行による課税標準の減
雑 税	4	4	▲0	
電源開発促進税	232	248	▲15	・課税対象電力量である販売電力量の減
事業税	37	38	▲0	
法人税等	24	39	▲14	・法人税率の引き下げによる減
合 計	424	473	▲49	

(注) 四捨五入の関係で，合計額が一致しないことがある（次頁以降，同様）。

- 水利使用料は、河川法に基づき、河川の水利使用の対価として支払うものであり、各水力発電所の理論水力に単価を乗じて算定しています。

◆水利使用料の内訳

(百万円)

	H28～30平均	備 考
一 般 水 力	76	既設：95カ所 新設：芸北発電所（H28年3月運転開始）
揚 水	18	既設：3カ所
合 計	93	

(参考) 水利使用料の算定式

- ・ 一般水力 … $1,976\text{円/kW} \times \text{常時理論水力(kW)} + 436\text{円/kW}^{\ast 1} \times \text{特殊分理論水力}^{\ast 2}(\text{kW})$
- ・ 揚 水 … $\{1,976\text{円/kW} \times \text{常時理論水力(kW)} + 436\text{円/kW}^{\ast 1} \times \text{特殊分理論水力}^{\ast 2}(\text{kW})\} \times \text{補正係数}$

※1 昭和40年10月1日以降、発電開始する発電所に適用される単価。

昭和40年9月30日以前に発電開始した発電所は988円/kW。

※2 特殊分理論水力 = 最大理論水力 - 常時理論水力

- 固定資産税は，設備投資計画等をもとに算定した課税標準に，税率を乗じて算定しています。
- 原価算定期間内に使用見込みのない設備等に係る固定資産税は，原価に算入していません。

◆固定資産税の内訳

(億円)

		H28～30平均	備考
流 通	送電	40	・課税標準は，土地・家屋・償却資産別に算定。 ・税率は，平成27年度の実績。
	変電	19	
	配電	56	
そ の 他	業務	6	
	水力	1	
	火力	2	
合計		125	

- 雑税には、県市町村民税、事業所税、都市計画税、印紙税などが含まれており、それぞれの税法に基づき、設備投資計画や過去実績等をもとに算定しています。

◆雑税の内訳

(百万円)

	H28～30平均	備考
県市町村民税	25	
事業所税	33	
都市計画税	135	設備投資計画に基づく増減を反映。
印紙税	149	
その他	61	控除対象外消費税など。
合計	402	

- 電源開発促進税は、需要想定に基づく課税対象電力量に、税率を乗じて算定しています。

(億kWh, 億円)

	H28~30平均	備考
課税対象電力量	620	
(販売電力量再掲)	599	供給区域需要 (停止中所内電力, 揚水ロスを除く)
税 率 (円/kWh)	0.375	
税 額	232	

(参考) 課税対象電力量の算定式

- ・ 課税対象電力量 = 販売電力量 + 発電所所内電力量 + 変電所所内電力量 + 他社販売電力量

- 事業税は、地方税法に基づき、収入金額から一部収入などを控除して算出した課税対象額に、税率を乗じて算定しています。

(億円)

		H28～30平均	備考
収入	A	2,948	一般送配電事業に係る収入, 控除項目
控除項目	B	83	
課税対象額 (事業税計上前)	$C = A - B$	2,865	
税率 (%)		1.306%	
税額		37	

(参考) 事業税課税対象額の算定式

- ・ 収入 = 託送料金原価 (事業税計上前) + 遅収加算料金 + 託送収益 + 事業者間精算収益
+ 電灯料・電力料 (離島非NW分) + 電気事業雑収益
- ・ 控除項目 = 他社購入電力料 + 電気事業雑収益 (一部) + 託送料 + 事業者間精算費
+ 貸倒損 (発生額)

- 法人税等は、算定省令※に基づき、発行済株式数および一株あたり50円の配当金額をもとに算定しています。

※「電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令」

(百万株, 億円)

		H28~30平均	備考
発行済株式数	A	363	自己株式を除く。
1株あたり配当金額 (円)	B	50	
配当金	$C = A \times B$	181	
配当所要利益	$D = C \div (1 - E)$	255	
税率 (%)	E	28.7995%	
電気事業全体に係る法人税等		73	
一般送配電事業等に係る法人税等		24	電気事業全体の 33.116%

算定省令 第四条第4項

十一 法人税等 発行済株式（自己株式を除く。）の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法（平成十七年法律第八十六号）の定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）の定めるところにより算定した額の原価算定期間における合計額